

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R 2 阿土 那賀川 阿南・十八女 環境調査業務 仕様書

1. 目的

那賀川中流域は、魚類ではヤツメウナギ（環境省レッドリスト：絶滅危惧Ⅱ類、徳島県レッドリスト：絶滅危惧ⅠA類）をはじめ、ニホンウナギ、アカザ等の絶滅危惧種が生息するとともに、鳥類ではセキレイ類、サギ類等が生息するなど多様な生態系が残された良好な環境が形成されている。そのため、治水を目的とした河川整備に先立ち、設計範囲及びその周辺地域において生物調査を実施し、自然環境に配慮した河川整備の基礎資料に資するものとする。

2. 業務内容

1) 打合せ

打合せ協議は、原則として着手時1回、中間時2回、成果納品時1回の計4回とする。

2) 計画準備

事前に現地踏査を行い、調査方法、調査時期、調査地点の選定等を行ったうえで、効率的な現地調査計画書を作成する。また、必要書類について準備を行う。

本調査については、環境アドバイザーとの協議を実施し、意見等を反映した計画とする。また協議の結果、調査内容に変更が生じた際には、設計変更の対象とする。

3) 事前調査

既往文献調査及び関係機関等への聞き取り調査を実施し、調査結果のとりまとめを行う。

また、植生図作成の基礎情報となる空中写真をUAVにより撮影する。

4) 現地調査

【魚類調査】

投網、タモ網、小型定置網、潜水目視等による調査を行い、調査範囲内における魚類の生息状況を把握する。

調査時期は、夏季と秋季（2回）とする。

なお、重要種（レッドリスト記載種のうち絶滅危惧ⅠB類以上）が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

【底生生物調査（概略調査）】

タモ網等による定性採集、サーバーネット等による定量採集を行い、調査範囲内における底生生物の生息状況を把握する。

調査時期は、夏季と早春季（2回）とする。

ただし、室内分析は行わず、現地で目視可能な種の同定程度とする。

なお、重要種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

【両生類・は虫類調査】

カメ類以外については、個体の捕獲、目撃、鳴き声等による調査を行い、調査範囲内における生息状況を把握する。調査時期は、早春季（1回）とする。

カメ類については、捕獲用トラップを設置し、調査範囲内における生息状況を把握する。調査状況は夏季～秋季（1回）とする。

なお、重要種、特定外来種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

【陸上昆虫類等調査】

任意採集法及びトラップ方による捕獲調査を行い、調査範囲内における陸上昆虫類等の生息状況を把握する。

調査時期は、初夏（1回）とする。

なお、重要種、特定外来種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

【植物調査】

・植物相調査

調査範囲内（A＝約20ha）に生育する植物種を標本を作成し確認、記録する。

調査時期は、春季、夏季、秋季（3回）とする。

なお、重要種、特定外来種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

また、標本作成の種数は監督員と協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

・植生図作成

環境情報図の基図となる植生図（A＝約20ha）を作成する。

調査時期は、春季～秋季（1回）とする。

なお、UAVによる空中写真を基に作成する。

【鳥類調査】

調査範囲内を飛来する鳥類を目視により確認、記録する。（スポットセンサス法）

調査時期は、春渡り期、繁殖期、秋渡り期、越冬期（4回）とする。

なお、重要種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

5) 調査結果とりまとめ

対象区間における魚類、底生生物、両生類・は虫類、陸上昆虫類、植物、鳥類等についてとりまとめるとともに、重要種の生息状況と生息環境との関連性を分かりやすく整理し、保全措置の検討を行う。

6) 成果報告書作成

上記の成果について、報告書として分かりやすくとりまとめる。